07-認シス第 0506 号 2007 年 3 月 20 日 財団法人日本適合性認定協会 システム認定部

JAB MS208P「IT サービスマネジメントシステム認証機関のパイロット認定の手順」及び JAB MS308P「IT サービスマネジメントシステム認証機関のパイロット認定の指針」 制定原案の公開について

本協会は、この度、標記文書の制定に当たり、制定原案を公開し、ご意見を募集いたします。これに関するご意見等につきましては、2007 年 4 月 19 日(木)17:30 必着にて添付の様式により下記ご意見送付先 E メールアドレス宛にお送りいただきますようお願いいたします。

いただきましたご意見等につきましては、最終的な制定案の作成において参考にさせていただきます。なお、原則として、住所、電話番号、FAX 番号及び E メールアドレスを除きすべて公開されますことをあらかじめご承知おきください。また、匿名でのご意見は受付いたしかねますのでご了承ください。

本文書の制定の経緯、主な制定内容及び制定版の適用日は次のとおりです。

#### 1. 制定の経緯

本協会は、2007 年 3月 15日に開催された第 58回理事会の決定に基づき、IT サービスマネジメントシステム(ITSMS)に関わる認定事業を開始することになりました。本認定スキームを正式に開始するに先立ち、準備段階としてパイロット運用を実施するものとし、「パイロット認定の手順(JAB MS208P)」及び「パイロット認定の指針(JAB MS308P)」の制定を行います。

# 2. 主な内容

### 2.1 JAB MS208P

この文書は、JAB MS200-2007 に定めるマネジメントシステム認証機関の認定の手順を引用し、ITSMS 認証機関の認定に固有の要求事項を示すものである。

ITSMS 固有要求事項の主なものは以下である。

- a)認定範囲分類(4.2)
- b)申請の条件(5.1)
- c)パイロット認定審査の実施(7.)
- d)パイロット認定に関する決定及びパイロット認定の通知(9.)
- e)正式認定への移行(10.)

#### 2.2 JAB MS308P

この文書は ISO/IEC 17021 の個別の項目に対し、ITSMS 認定の指針を示すものである。個々の指針は、itSMF 15./015( Scheme for Bodies Operating the

Certification/Registration of IT Service Management Systems)を参考にして作成した。

- 3. 今後のスケジュール
  - 3.1 制定版の適用日(予定) 2007 年 5月 22 日(火)
  - 3.2 パイロット認定スキーム説明会 2007 年 5 月 17 日 (木)
  - 3.3 パイロット認定スキーム参加の募集及び申請の受付け(予定) 2007年5月22日(火)~7月20日(金)

## ご意見募集対象文書:

JAB MS208P-2007 D2「IT サービスマネジメントシステム認証機関のパイロット認定の手順」

JAB MS308P-2007 D2「IT サービスマネジメントシステム認証機関のパイロット認定の 指針」

## ご意見記入用様式:

JAB AF73「コメント様式」

## ご意見送付先:

財団法人 日本適合性認定協会 システム認定部(技術グループ)

Email: MS208P308P-2007@jab.or.jp

以上